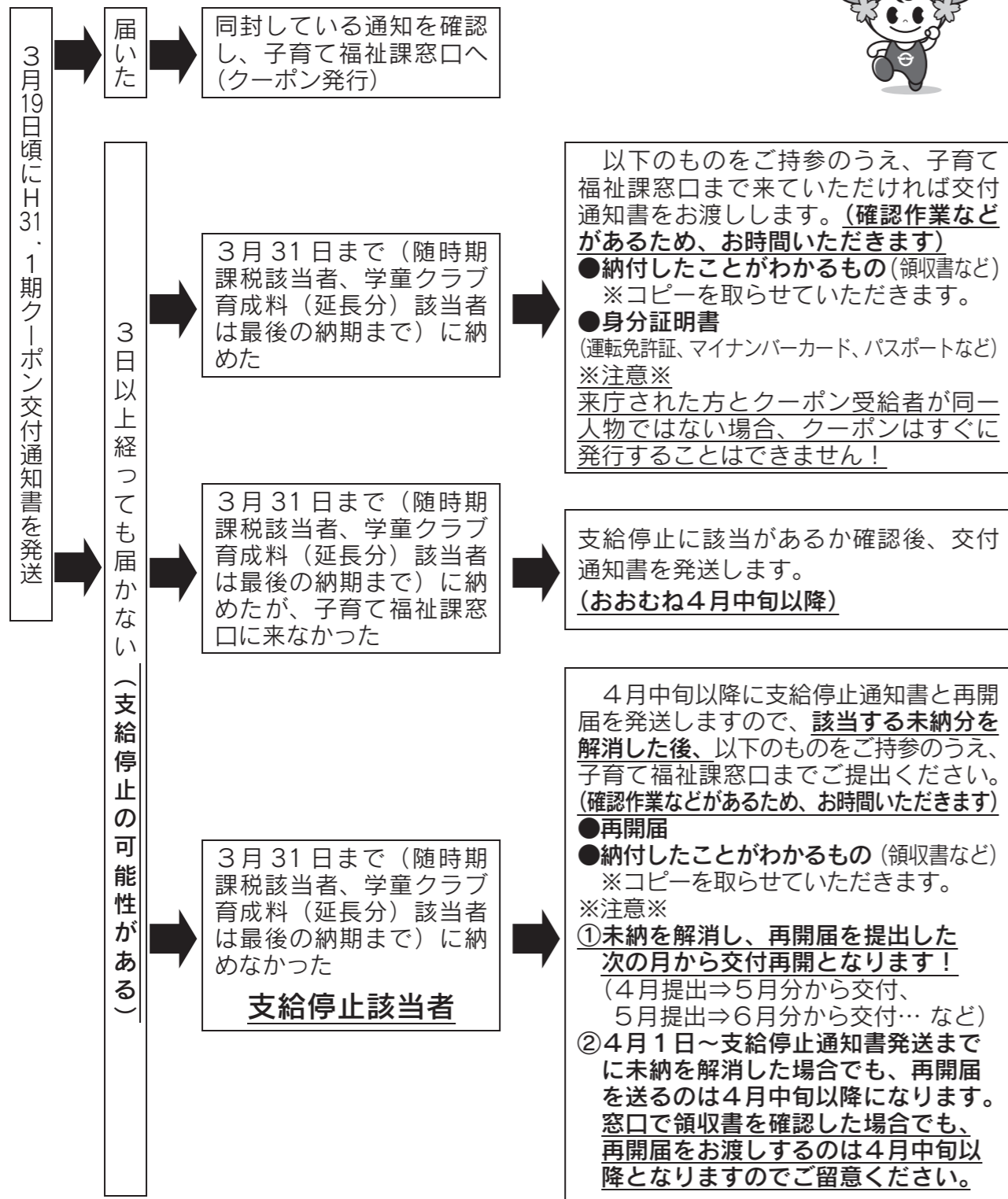


# ～子育て支援制度に関する重要なお知らせです！～

平成30年度制度改正により、当該年度から過去2年度分の町税、国民健康保険税、保育料、学童クラブ育成料に未納があり、前年度の3月31日まで(随時期課税該当者、学童クラブ育成料(延長分)該当者を除く)に未納を解消していない場合、次世代育成クーポン・出産助成金・青少年育成支援金・青少年医療費助成費が支給停止となっています！

平成31年度分については、平成29年度、平成30年度分が対象となり、平成31年3月31日まで(随時期課税該当者、学童クラブ育成料(延長分)該当者は最後の納期まで)が納期限となっていますので、該当がある方は下記手続き方法を必ず確認してください！

## ●次世代育成クーポン(平成31年度第1期交付手順)



## ●青少年育成支援金(平成31年度第1期申請手順)

3月31日まで(随時期課税該当者、学童クラブ育成料(延長分)該当者は最後の納期まで)に未納を解消しなかった方は支給停止に該当します！

4月中旬以降に支給停止通知書と再開届を発送しますので、該当する未納分を解消した後、以下のものをご持参のうえ、子育て福祉課窓口までご提出ください。

(確認作業などがあるため、お時間いただきます)

★再開届

★納付したことがわかるもの(領収書など)

※コピーを取らせていただきます。



### ※注意※

- ①未納を解消し、再開届を提出した次月から育成支援金支給再開となります！(4月提出⇒5月分から再開⇒8月申請時 上限30,000円、5月提出⇒6月分から再開⇒8月申請時 上限20,000円・・・など)
- ②4月1日～支給停止通知書発送までに未納を解消した場合でも、再開届を送るのは4月中旬以降になります。窓口で領収書を確認した場合でも、再開届をお渡しするのは4月中旬以降となりますのでご注意ください。

## ●出産助成金

ご出産されたすべての方に申請書を記入していただきます。

ただし、審査の結果未納がある場合、

- ①日の出町から『日の出町出産助成金支給申請却下通知書』が郵送されます。
- ②未納を解消し、出産日から3カ月以内に再度申請していただき、改めて審査の結果、支給が決定されれば、指定口座に決定金額が振り込まれます。(再度の申請の際には、必ず納付したことがわかるもの(領収書など)をご持参ください。)



## ●青少年医療費助成

申請につきましては随時受け付けますが、審査の段階で、未納があることが発覚した場合、未納を解消する日以前にかかった医療費については助成することはできませんのでご注意ください。

※その他の福祉施策(高齢者医療費助成事業、元気で健康に長生き医療費助成事業、がん医療費助成事業、町営住宅入居の申請など)につきましても同様の制度があります。詳細は各担当課にご確認ください。

- 問 手続きに関すること：子育て福祉課子育て支援係 内線 299
- 問 保育料に関すること：子育て福祉課子育て支援係 内線 295
- 問 学童育成料に関すること：子育て福祉課子育て支援係(志茂町児童館) ☎(597) 2547
- 問 税に関すること：税務課 納税係 内線 273

